


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市放課後児童健全育成事業指導監査実施要綱について			
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則	東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例		
	部課機関	子育て支援部青少年課		
1. 要旨				
<p>放課後児童健全育成事業に対し指導監査を適正に行うため、「児童福祉行政指導監査の実施について」(国通知)に基づき、東大和市放課後児童健全育成事業指導監査実施要綱を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容 指導監査に係る目的、方針及び実施方法等</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 放課後児童健全育成事業に対する指導監査を実施することにより、放課後児童健全育成事業の質の向上を図ることができる。</p>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議への報告後、速やかに要綱制定手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。